

# 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例等の一部を改正する条例の原案について

令和7年11月18日  
千葉県教育庁  
企画管理部教育総務課

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」の公布等を受け、「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例等の一部を改正する条例」を制定することとし、条例案を12月定例県議会に上程するため、その原案を議決しました。

## 1 改正理由

教師に優れた人材を確保する必要性に鑑み、教職調整額の引上げをはじめとした法改正等が行われ、本教育委員会においても法改正の趣旨を踏まえた教員の処遇改善を行う必要があると考えられるため。

## 2 改正内容

### (1) 教職調整額の支給率の引上げ等

県立学校等の教員（校長等の管理職員を除く。）に支給される教職調整額の支給率を、現行の4%から10%に毎年1月に1%ずつ段階的に引き上げる。

### (2) 管理職員の本給加算額の改定

(1)の実施に伴い、教頭等の現行の給料月額の加算額を7,500円から11,500円に引き上げ、新たに校長にも4,000円を加算する。

### (3) 義務教育等教員特別手当の見直し及び学級担任加算の新設

義務教育等教員特別手当の支給月額の限度額を現行の8,000円から8,600円に見直し、職務の困難性等を考慮し、新たに学級担任の手当額を加算する。

### (4) 特殊勤務手当の見直し

負傷した児童生徒の救急業務等に従事した場合に支給する教員特殊業務手当の手当額を現行の日額7,500円から8,000円に引き上げ、また、(3)の実施に伴い、多学年学級担当手当を廃止する。

### (5) その他所要の規定整備を行う。

## 3 施行期日

令和8年1月1日等